

株式会社MS & Consulting 定款

2013年2月28日	作成
2013年3月4日	設立
2013年5月10日	改訂
2013年10月1日	改訂
2015年6月25日	改訂
2016年1月1日	改訂
2016年6月23日	改訂
2017年6月21日	改訂
2017年7月25日	改訂
2017年8月25日	改訂
2018年6月21日	改訂
2019年6月20日	改訂
2022年5月26日	改訂
2023年5月26日	改訂

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社M S & C o n s u l t i n gと称し、英文では、MS&Consulting Co., Ltd.と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 覆面調査員による市場調査及びその他市場調査
- (2) インターネットによる経営管理システムの開発・運営及び提供
- (3) 経営コンサルティング業務
- (4) 企業経営全般に関する教育・研修プログラムの実施、提供業務
- (5) 各種マーケティングリサーチ業務、情報提供サービス及び学習指導業務の企画、運営
- (6) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (7) 人材採用活動、能力開発、人材評価・適正配置及び教育研修の代行又は業務請負
- (8) 企業の商品・サービスに関する販売促進、販売代理店業務及び情報・サービスの提供促進に関する受託業務
- (9) 出版物及び電子コンテンツ（電子媒体情報）の製作及び販売
- (10) 前各号に関連するコンサルティング業務
- (11) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,804万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主

又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議を経て取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めるところにより、他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役（以下、監査等委員という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又、必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

② 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印若しくは電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(業務執行)

第29条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、他の取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であつた者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過

失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

② 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

（会計監査人の任期）

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当等)

第41条 当会社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。
- ③ 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- ④ 前二項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。